

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和2年8月31日（月）にサービスを終了した、当組合発行のプリペイドについて、下記のとおり未使用残高の払戻しを致しますので、申出期間内に申出をお願い致します。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
滝川情報事業協同組合

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
げんきカード

○払戻しの申出期間
令和2年9月10日（木）11時から令和2年12月9日（水）16時まで
対象となるカードを滝川情報事業協同組合（げんきカード会）事務局まで
お持ちください。未使用残高を現金にて払戻し致します。

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

払戻しに関する問い合わせ先
滝川情報事業協同組合（げんきカード会）
〒073-0031 滝川市栄町2丁目1番16号
TEL 0125-23-5270
月～金 10:00～17:30 土 11:00～16:00
日・祭日を除く

令和2年9月10日
滝川情報事業協同組合